

入札参加者の皆様へ

平成 29 年 4 月 20 日

宇都宮市理財部契約課

建設工事の前金払の使途拡大の継続について

昨年，地方自治法施行規則の一部が改正され，建設工事の前金払の使用に関して，前金払をなすことができる範囲が拡大され，本市においても平成 28 年度契約工事で適用してきたところがありますが，今般，国土交通省が当該使途拡大の特例措置を継続することを踏まえ，本市においても当該措置を継続することといたしますので，お知らせいたします。

1 変更内容

建設工事請負契約書約款第 37 条に定める前払金の使用に関して，前金払をなすことができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）し，次のとおり適用します。

改 正	現 行
平成 28 年 9 月 1 日以降に契約を締結する案件から平成 30 年 3 月 31 日までに，新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で，平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものに適用する。	平成 28 年 9 月 1 日以降に契約を締結する案件から平成 29 年 3 月 31 日までに，新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で，平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものに適用する。

2 その他

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に契約を締結した案件についても，変更契約の締結により，今回の前金払の使途拡大の特例の適用を受けることができるものとします。